

## II. 全体構想



# 1 都市の全体像

## 1) 都市づくりの理念と将来像

### (1) 都市づくりの理念

多摩湖をシンボルとした自然環境に恵まれた住宅都市の実現を目指し、都市づくりの理念は、現行計画の考え方を踏襲し、次のものとします。

身近な生活空間の質的充実を基本に、  
後世に誇れる個性と活力のある生活都市を目指し、  
市民と行政が協働で都市づくりを進めます。

#### ① 身近な生活空間の質的充実に努めます。

市ではこれまで人口増加などの量的拡大に対応し、各種の社会資本整備を進めてきました。

これからの成熟社会では、蓄積された社会資本の適切な管理とともに、市民生活にうるおいをもたらす環境整備が重要であり、身近な生活空間を質的に充実させる都市づくりに努めます。

#### ② 後世に誇れる都市の個性と活力の創出に努めます。

市には優れた自然環境である、多摩湖や狭山丘陵といった水と緑の環境があります。また、江戸時代からの歴史を有する野火止用水は、清流を復活させ、蛍の放流により、市民の憩いの空間としての保全を図っています。

これら本市固有の環境資源の保全を図るとともに本市の魅力としてアピールし、市民が楽しめる場、また、市外の人も含め、交流し合える場となる拠点づくりを行い、地域にふさわしい活力を引き出せるような都市づくりに努めます。

#### ③ 市民と行政による協働の都市づくりに努めます。

市では基本構想の基本目標の一つに『相互の理解と協力に支えられるまちづくり』を掲げています。

都市の成長とともに市民のまちづくりへのニーズは多様化・高度化してきています。市民感覚を踏まえたまちづくりが重要であるため、市民と行政の情報の共有化に努め、計画づくりから実現に向けて連携を取り合う、協働の都市づくりに努めます。

## (2) 将来像

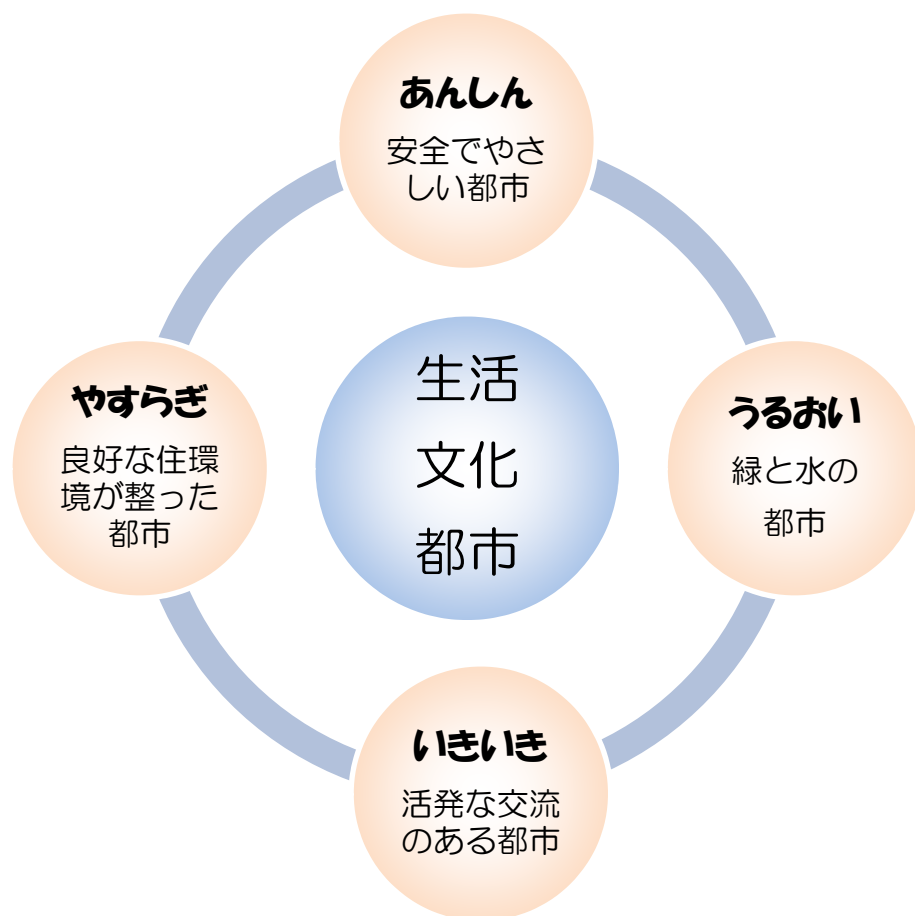
これまで都市マスタープランには、「うるおい」、「やすらぎ」、「いきいき」をキーワードとする将来像を掲げてきました。

しかしながら、平成23年3月の東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、これまでの安全や安心に対するものの考え方を換え、地域の絆（コミュニティ）の大切さを大きな教訓として示しました。

本市にはこれまでは大きな災害は無く、東京都の地域危険度調査でも比較的安全な地域であるという評価はありますが、立川断層が至近な距離に有り、首都圏直下型地震の発生も高い確率で起きうることが予想されています。

また、今回実施したアンケート調査でも防災等の安全対策とともに、「教育・福祉・医療環境の整備」が重要な取組みとして挙げられており、子どもから大人・高齢者まで、安心して暮らせるまちづくり、市民が相互に支えあい・育てあうまちづくりが強く望まれていることが明らかになりました。

そこで、本計画における将来像を、これまでの3つのキーワードに「あんしん=安全でやさしい都市」を加えて次のように描き、「生活文化都市」の実現を目指すものとします。



注) 基本構想では、めざす将来の都市像を『人と自然が調和した生活文化都市東大和』と定めています。



#### ① あんしん・・・『安全でやさしい都市』

災害に対する防災・減災・復興の地域づくりにより緊急時の安全性を高めるとともに、子どもの頃からの安全教育の充実や地域のコミュニティを高め、市民相互が支えあう『安全でやさしい都市』の実現を目指します。

#### ② うるおい・・・『緑と水の都市』

本市の個性と都市環境を支える多摩湖・狭山丘陵の環境資源としての保全とともに、観光・レクリエーションの場として積極的な活用を図ります。また、市街地における緑化を推進し、住む人にうるおいを与える『緑と水の都市』の実現を目指します。

#### ③ やすらぎ・・・『良好な住環境が整った都市』

多様な市民生活を支える基盤づくりを市民との協働体制の中で進め、誰もが安全で快適に暮らせ、“住むなら東大和市”と思えるような『良好な住環境が整った都市』の実現を目指します。

#### ④ いきいき・・・『活発な交流のある都市』

商業・業務施設や文化・スポーツ施設等を拠点として、市民が様々な活動に参加でき、外部からの来訪者も呼び込める、都市の魅力としてのにぎわいと活力を備えた『活発な交流のある都市』の実現を目指します。

## 2) 都市の構造

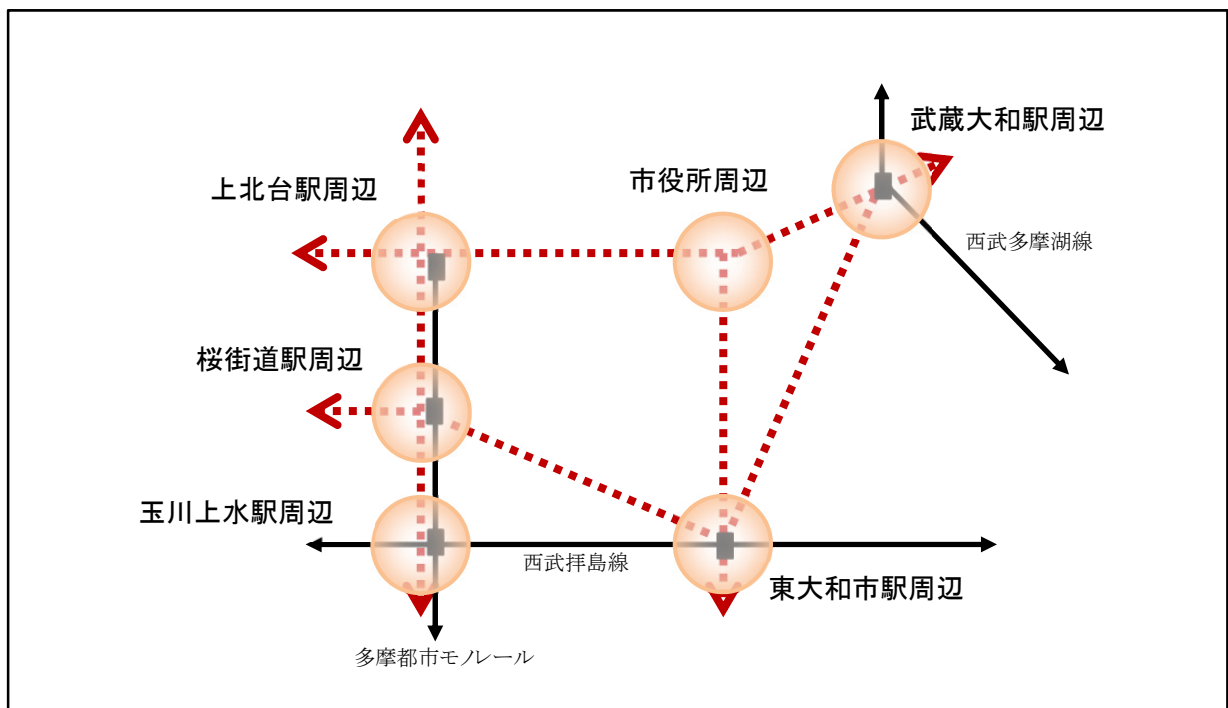
### (1) 生活心形成の方針

これまで本市においては、交通結節点と市役所周辺を『生活心』として捉え、5つの拠点形成を軸に都市整備を進めてきました。

また、多摩都市モノレールが平成10年に「上北台～立川北」、次いで平成12年に「立川北～多摩センター」が開業し、多摩地域の南北交通として、本市と立川市方面を結ぶ重要な交通機能を果たしてきています。

それに伴い、多摩都市モノレールの桜街道駅周辺の土地利用の転換が進み、本市の交流拠点としての重要性が増してきました。

よって、本計画では次の6つを「生活心」とした新たな都市構造とします。



#### ■ 東大和市駅周辺

東大和市駅周辺については、魅力ある店舗の集積や市民会館（ハミングホール）と連携した街づくりを進め、商業・業務系利用に加え、文化、交流、情報などの新しい機能を導入し、にぎわいのある生活心の形成を目指します。また、都市計画道路の整備にあたっては、街角広場、駐車場・駐輪施設及びバリアフリー化を図った歩行空間の確保に努め、市の玄関口として歩いて楽しい都市空間の整備を目指します。

#### ■ 上北台駅周辺

上北台駅周辺地区については、区画整理事業により基盤整備が完了し、地区計画を策定して商業・業務系の集積を誘導しており、生活しやすい都市空間の維持を図っていきます。

## ■武蔵大和駅周辺

多摩湖への最寄り駅でもある武蔵大和駅周辺については、東京都が進める都道128号線（通称）志木街道（一部が都市計画道路立3・4・26号線の計画に沿って整備される）の整備にあわせて、交通結節点としての機能の充実を図るとともに、既存の商業集積を生かしつつ、街角広場、駐輪施設、バリアフリー化を図った道路・交通環境の整備を進め、後背地の緑地環境を生かした生活心の形成を目指します。

## ■市役所周辺

市役所周辺については、行政、文化、学習施設の集積があり、市民と行政との融合拠点となっています。この機能を一層充実させるとともに、地域のバリアフリー化に努め、市民の活発な活動の場として開かれた利用しやすい生活心の形成を目指します。

## ■玉川上水駅周辺

玉川上水駅周辺については、鉄道、モノレール、バス等の交通結節点としての機能の充実を図るとともに、地域のバリアフリー化に努め、生活しやすい都市空間の形成を目指します。

## ■桜街道駅周辺

桜街道駅周辺については、本市の工業地域に隣接するとともに、人口増加が続いている桜が丘地域住民の交通拠点の一つでもあります。周辺には低密度の土地利用も多く、幹線道路沿道の土地利用として、整然とした工業・商業・業務・住宅の複合市街地としての育成・誘導を目指します。

## (2) 緑と水の拠点保全の方針

本市は特徴ある資源として多摩湖及び狭山丘陵を有しています。

この緑と水の環境は市民にとっても誇れる財産となっており、生物多様性の理念のもと生態系にも配慮した環境保全を進めるとともに、市民及び来訪者の観光・レクリエーションの場としても積極的に活用し、東大和市の個性としてアピールしていきます。



多摩湖(村山貯水池)

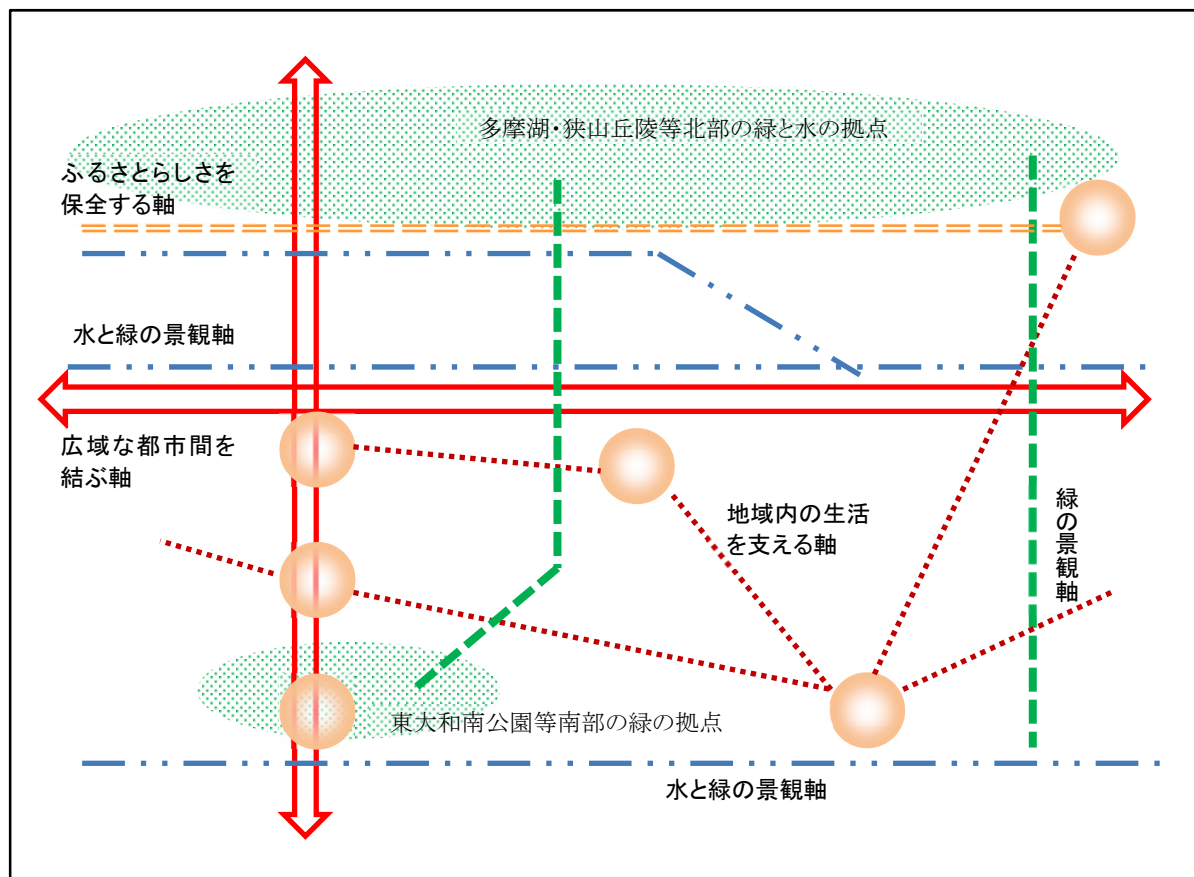


市立狭山緑地

資料: 東大和市 HP

### (3) 都市軸形成の方針

隣接市や市内の生活心を有機的に結ぶ軸として、幹線道路沿道等を「都市軸」に位置づけ、市の道路網の骨格、防災上の機能、景観軸などとしての整備に努めます。



#### ■ 広域な都市間を結ぶ軸

都心方向の都市間を結ぶ主要幹線道路 立3・2・4号新青梅街道線及び立川市等を結ぶ幹線道路 立3・3・30号立川東大和線を『広域な都市間を結ぶ軸』として位置づけます。

●新青梅街道沿道は、都市活動を支えるロードサイド型施設の立地を、周辺の土地利用と調和を図りながら誘導するとともに、幹線道路の機能である環境・防災機能の充実に努めます。

●多摩都市モノレール沿線地域については、交通利便性を生かした土地利用を誘導します。

#### ■ 地域内の生活を支える軸

生活心と市内の各地域を結ぶ軸として、幹線道路等を『地域内の生活を支える軸』に位置づけ、高齢者や障害者にもやさしい歩行空間の整備やうるおいのある景観形成に努めるとともに、都道については東京都に要請していきます。(青梅街道、立3・4・17号桜街道線、立3・4・26号東大和清水線、用水北通り等)

### ■ふるさとらしさを保全する軸

狭山丘陵の麓に接する古くからの街道を『ふるさとらしさを保全する軸』として位置づけ、長年にわたって培われてきた風土を守りつつ、ふるさとの景観の保全・創出に努めます。(青梅街道、都道128号線((通称)志木街道))

### ■水と緑の景観軸

前川、奈良橋川、空堀川、野火止用水を『水と緑の景観軸』として位置づけ、河川・用水沿いの公園緑地等と関連づける整備により、本市の東西軸として地域のシンボルとなるような景観形成に努めます。



野火止用水「せせらぎ」  
ホタルの里づくり

### ■緑の景観軸

本市の南北を結ぶ景観軸として、立3・4・22号清水野火止線、立3・4・29号立野線を『緑の景観軸』に位置づけ、道路緑化の充実や自転車走行への配慮により快適な交通環境の整備と、緑と水の拠点及び水と緑の景観軸を結ぶネットワークの形成に努めます。



東大和南公園

資料:東大和市 HP

## (4)土地利用の方針

### ①地域特性に応じた土地利用の推進

生活心と都市軸の整備・育成をはじめとして、各地区の特性に応じた地域地区指定や地区計画等を活用し、より快適な市民生活のためのきめ細かい土地利用を推進していきます。

#### 【複合市街地の土地利用】

商業、工業、業務等の施設は市民生活や市民活動を支える重要な施設です。活力ある街をつくるため、商業環境や産業環境の整備を図るとともに、住宅地とこれら施設の調和した都市づくりを目指します。

##### i)商業・業務・住宅複合市街地

本市の商業・業務施設の立地は、専用施設としての集積の度合いは低く、これらと住宅の複合的な土地利用となっています。これらの地区は、活力ある都市づくりの核となるよう、「特別用途地区」の検討を含め、生活関連施設等が身近にある利便性の高い地区としての土地利用を目指します。

- 東大和市駅周辺の地区は、土地の高度利用や共同利用の検討を進め、商業、業務、文化、居住、福祉などの機能の複合化を推進します。
- 古くからの街道沿い等に集積している近隣商店街では、沿道地権者とともに街づくりの気運の醸成を図りながら、歩行空間の確保、広場や駐車場等の確保に努め、地域の市民に親しまれる魅力を備えた整備に努めます。

##### ii)幹線道路沿道複合市街地

都市間を結ぶ広域的な交通を分担する幹線道路沿道は、店舗や外食産業、展示販売所等の立地が進む地区です。これらの地区は、幹線道路としての機能を生かすとともに、都市活動を支えるロードサイド型施設の立地を受け止めるため、周辺住宅地と調和の取れた土地利用と、災害時の緩衝機能を有したエリアとしての整備を目指します。

- 地区の住環境の保全や土地利用の増進を図るため、地域特性に応じた特別用途地区の指定を検討し、秩序ある市街地の整備に努めます。
- 宅地開発等の指導の機会には、建物の配置や不燃化により延焼遮断帯の形成に配慮した指導を行うとともに、駐車場確保等の指導を徹底し、周辺住宅地へ環境悪化をもたらさないよう努めます。
- 周辺住宅地への影響を極力抑えるため、沿道の用途地域を段階的に設定するなど、緩衝的機能の方策を検討します。

##### iii)工業・業務・住宅複合市街地

都市基盤整備や経済情勢の変化を契機として、工業地域内の土地利用の転換が進行しています。この地域は、工場の操業を積極的に維持していく地区や、多用途の混在を認める地区等の類型をとらえ、地区計画等を活用して住・工が共存でき秩序を持った複合的な土



地利用を目指します。

- 工業地として今後も維持していく地区は、周辺の住宅等に配慮した基盤整備をはじめとして、工場の操業環境整備に努めます。
- 多用途の土地利用が進む地域では、周辺環境に及ぼす影響に配慮するとともに、通風・採光等の居住環境の維持を図り、複合市街地の形成を目指します。
- まとまった農地が残る地区については、周辺の土地利用と調和した利用となるよう基盤整備の整った市街地形成の誘導に努めます。

#### iv) 公共公益施設地区

市役所、図書館、学校、公民館等が集まっている地区は、親しみのあるコミュニティ形成の場として、機能の向上や基盤整備の整った良好な環境の保全に努めます。

#### 【住宅市街地の土地利用】

一戸建住宅が中心で低密度な土地利用となっている住宅地でも、敷地の細分化やミニ開発による狭小宅地の発生や共同住宅の建設が進んでいます。基盤整備の整った良好な住宅市街地の形成を目指すため、土地利用の方針に基づき地区計画等の活用を図り、市街地の発展に応じた土地利用を誘導します。

#### v) 丘陵住宅地

青梅街道並びに都道128号線（通称 志木街道）以北の地区は、丘陵地の自然と一戸建住宅等を中心とした低密度な利用が特徴の豊かな緑とオープンスペースを備えた地区です。この地区では、緑の保全と建物の密集の防止を図るため、新たな開発を抑制し、現在の環境を維持することを目指します。

#### vi) 低密度住宅地

空堀川から青梅街道並びに都道128号線（通称 志木街道）までの地区は、屋敷林、蔵、畑、小道等ふるさと感じさせる空間が多く残っています。この地区では、ふるさとの情景を守りながら、幹線道路、生活道路などの基盤整備の充実に努め、低層住宅地としての住環境の保全・整備を目指します。新青梅街道以南の基盤整備の整った一戸建住宅を中心とする住宅地については、今後も良好な住環境の保全に努めます。

木造建築物が密集している南街地区や新堀地区については、建物の不燃化促進とオープンスペースの確保並びに生活道路の整備により、安全性の向上と住環境の改善を目指します。その他の地区は、生活道路が整備され安全性を備えた市街地となるよう誘導に努めます。

また、農地の多様な機能を都市づくりに活用するため、市民農園など農業とのふれあいの場の整備により、計画的な農地の保全に努めます。

#### vii) 中・高密度住宅地

オープンスペースを備えた中高層の住宅地は、今後もその良好な環境の維持に努めます。また、更新時には成熟社会に相応しい土地利用への誘導の検討を行うとともに、周辺地区

の環境向上に配慮した計画的な建替えを誘導します。

#### viii) 緑と水の保全地

多摩湖とその周辺の狭山丘陵は、本市のみならず都内に残された貴重な緑と水の空間として、自然環境を保全しつつ、その活用を図って、緑と水を楽しめるような観光・レクリエーションの場の形成を目指します。

### ②自然環境を保全する土地利用の推進

都市化が進むにつれ、街は人工構造物で覆われてきました。緑や生物などの自然は、生態環境の悪化とともにバランスを崩しているのが現状です。残存する自然環境を積極的に保全するため、生物多様性の理念に基づき都市全体の生態環境の保全・回復を図る土地利用を推進します。

#### i) 狭山丘陵の保全

都市における良好な自然環境を次世代に継承するため、自然の生態系維持に貴重な資源となっている狭山丘陵及びその周辺の緑を積極的に保全します。

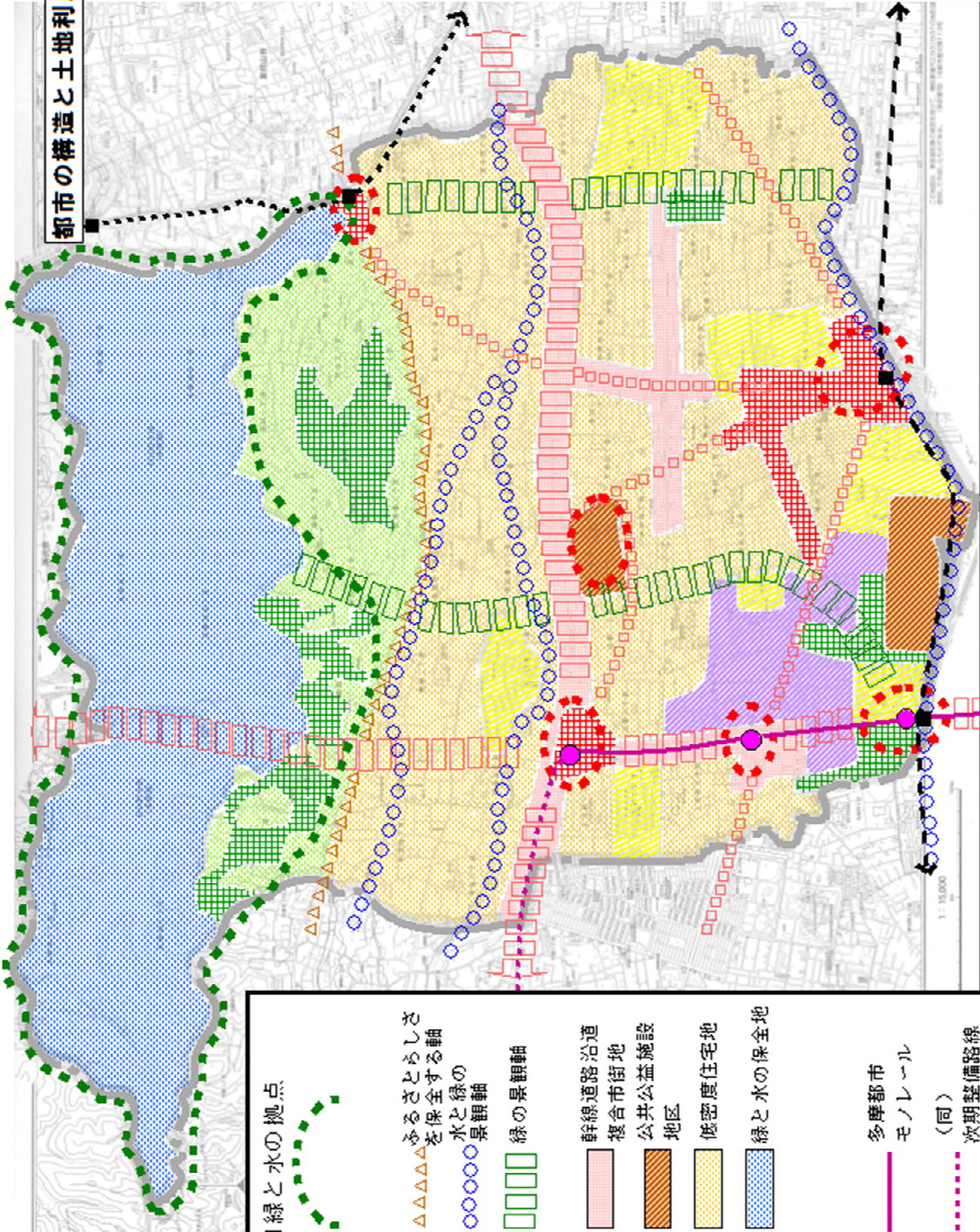
#### ii) 農地の保全

市街地の中の農地は、市民に身近な緑地・オープンスペースとして貴重な存在となっており、生産、環境、景観、防災などの多様な役割を担っています。都市の機能のバランスを保ち続けるため、農地を都市づくりの中に積極的に位置づけ、計画的な農地の保全・活用を図るための土地利用を推進します。なお、生産緑地地区の多くが平成34年に期間経過を迎えるため、農地が持つ様々な機能保全のための対策を図っていきます。

- 公園整備が不十分な地区では、生産緑地地区を将来の公園予定地に位置づけ、オープンスペースの確保に努めます。
- 生産緑地地区に指定されていない農地については、生産緑地の追加指定を図り、農業振興施策との連携のもと、農地として保全に努めます。
- 農業以外に土地利用転換が図られる際は、周辺の整備と整合した利用となるよう誘導に努めます。



# 都市の構造と土地利用



■ 生活心 ●●●●●	■ 緑と水の拠点 ■	■ 都市軸 □□□□	■ 緑と水の軸 △△△△	■ 緑の景観軸 □□□□	■ 幹線道路沿道 ■	■ 複合市街地 ■	■ 公共施設地区 ■	■ 低密度住宅地 ■	■ 緑と水の保全地 ■	■ 多摩都市 ■	■ モノレール ■	■ (同) ■	■ 次期整備路線 ■
■ 広域な都市間を結ぶ軸 □□□□	■ 地割内の生活地割内を支援する軸 □□□□	■ 商業・業務・住宅複合市街地 ■	■ 工業・業務・住宅複合市街地 ■	■ 丘陵住宅地 ■	■ 中・高密度住宅地 ■	■ 公園・緑地等 ■	■ 鉄道 ■						

## 2 分野別都市づくり方針

### 1) 交通と都市づくり

#### <現況>

- ・都市計画道路（幹線道路）は11路線あり、順次整備は進められてきています。
- ・生活道路については「地域道路計画」に基づき整備を進めています。
- ・道路のバリアフリーや自転車走行空間の整備については、必ずしも十分な整備状況には至っていません。
- ・市民ニーズが高い駐輪場については、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づき整備を図っていきます。

#### <今後の取組みの基本的な視点>

- ▽道路については、その道路が持つ役割にあわせ適切な機能分類を明確にするとともに、車交通の円滑な処理と、人が“安全に快適に”移動できる空間としての整備や維持管理に努めます。
- ▽自転車は市民の重要な移動手段ともなっており、自転車走行空間と駐輪場の確保に努めます。
- ▽公共交通については、コミュニティバスと既存路線バスや軌道系交通との有機的な結びつきにより、市民ニーズを踏まえた交通インフラの整備を図っていきます。

#### (1) 道路の整備

根幹的な都市施設である道路には、交通機能のほかに防災機能、環境機能、情報伝達機能なども付加され、都市の骨格を形成する重要な役割も備えています。

これらの機能の充実を図るため、次の計画を推進します。

##### ① 道路の機能分類・段階構成

地域の住環境の向上を図るためには、道路の機能分担を明確にし、その地域の土地利用との整合を図っていく必要があります。

そこで、市内の道路を機能に応じて分類し、段階的な構成に基づく役割に沿った整備を進めます。

##### ② 幹線道路の整備

都市間や地域間を結ぶ比較的長い交通を分担する幹線道路のネットワークを形成するため、東京都や市の全体計画に基づいて順次整備を促進します。

- 都市計画道路は、都市の骨格を形成する重要な道路であり、生活道路への通過交通の流入防止のためにも計画的な整備を図ります。
- 幅員の広い道路の新設・改良にあたっては、歩道及び自転車走行帯の整備に努め、安全で快適な交通環境の整備を図ります。
- 立3・3・30号立川東大和線については、東京都と埼玉県的都県境を越えた重要な幹線道路のネットワーク強化及び防災機能の強化を図るため、狭山丘陵の自然環境に配慮し、村山上貯水池堤体強化工事とあわせ、整備促進と管理用道路の高規格化を東京都に要請していきます。
- 青梅街道、主要地方道第43号線（旧芋窪街道）及び都道128号線（（通称）志木街道）については、安全な歩行空間整備を目指して東京都に整備の要請をするとともに、電柱の民地内移設を東京電力等に要請していきます。

### ③ 生活道路の整備

生活の中心となる生活道路は、人と車の共存が基本であるため、歩行者や自転車利用者が安全に通行できるよう、幅員の確保や施設の整備に努めます。

道路の拡幅整備にあたっては、関係権利者をはじめ地元の理解と協力を得ながら、多様な整備手法の活用を取り入れていくよう検討します。

また、歩行者等の通行に十分な幅員が確保できない場合は、居住者等の協力を得ながら一方通行等の交通規制の実施を警察署に要請したり、道路構造の改良等による通過車両速度の減速措置等の検討を行います。

#### i) 地域道路の整備

都市防災や交通安全面から、生活道路の中でも中心的な役割を担うものを「地域道路計画」に位置づけます。

地域の特性に合った整備手法の検討を行い、整備の推進を図ります。

#### ii) 区画道路の整備

4 m以上の幅員が確保されている区画道路については、住環境の改善を図るためL形溝整備の推進や、区画線（路側線）等による減速対策を図ります。

### ④ 道路の維持管理

幹線道路や生活道路において、すでに整備を完了した路線については、車両や歩行者、自転車利用者が安全かつ快適に通行できるよう、適正な道路の維持管理に努めていきます。

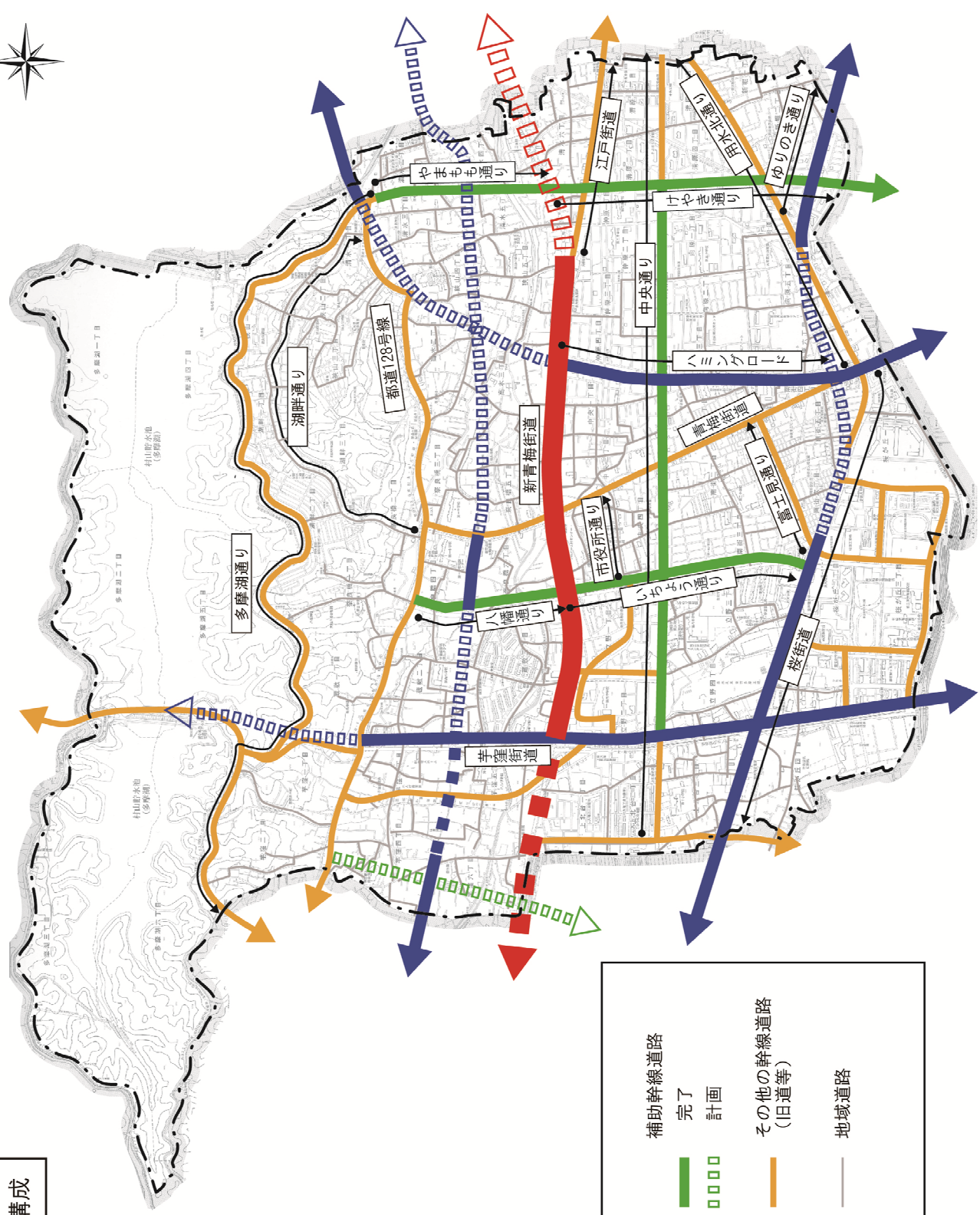
■道路の機能分類

種別		整備の目標			該当路線
		機能・特徴等	標準幅員	網間隔	
幹線道路	主要幹線道路	広域的な都市間を結ぶ交通を分担する道路	18m以上	概ね 1,000 ~1,500m	立 3・2・4 新青梅街道線
	幹線道路	市町村間相互の交通を分担し、市の骨格を形成する道路	16m以上		立 3・3・30 立川東大和線 立 3・4・17 桜街道線 立 3・4・26 東大和清水線 立 3・5・20 東大和武蔵村山線
	補助幹線道路	市内の交通を分担し、地域の骨格を形成する道路	概ね 12~16m	概ね 250 ~1,000m	立 3・4・18 東大和中央線 立 3・4・22 清水野火止線 立 3・4・29 立野線 立 3・5・36 オカネ塚線
	その他の幹線道路	都市計画道路以外の比較的幅員の広い道路で、バス交通など地域間の交通を担う道路	概ね 8~12m		青梅街道 都道 128 号線 芋窪街道 江戸街道 用水北通り 立 7・5・1 下北台線 立 7・5・4 長久保線等
生活道路	地域道路	生活の中心となり、緊急車両が通行可能である道路	5~13m	概ね 100 ~250m	「地域道路計画」に基づく道路
	区画道路	幹線道路や地域道路と接続して個々の宅地間の交通を受け持つ道路	4~5m	—	—
	歩行者・自転車道、緑道等	歩行者・自転車等の専用道路で、自動車・原動機付自転車以外の交通のための道路	—	—	—





道路の機能分類・段階構成



《凡例》

	主要幹線道路 完了		幹線道路 完了
	主要幹線道路 事業中		幹線道路 事業中
	主要幹線道路 計画		幹線道路 計画
	補助幹線道路 完了		その他の幹線道路 (旧道等)
	補助幹線道路 事業中		地域道路
	補助幹線道路 計画		

## (2) 歩行空間等の整備

### ① バリアフリー歩行空間のネットワーク化

すべての人に安全で快適な歩行空間を整備するとともに、公共交通機関の利便性の確保等、交通アクセスの改善に努めます。

- 現在の都市計画道路の標準断面構成では、歩行者や自転車走行空間の確保が難しい箇所があり、今後必要に応じて市道の道路断面の変更等を検討し、都道においては東京都に検討を要請していきます。
- 駅周辺、市役所など公共性の高い地区や都市計画道路においては、車いす等のすれ違いに対応できる余裕を持った幅員の確保を目指します。
- 自動車の通行帯とは別に、歩行者専用道路、歩道等で構成する歩行空間を連続的に確保するよう努めます。
- 道路の縦横断勾配、歩道の段差、路面の平坦性などにも配慮します。
- 車いす利用者等が安全にバスを利用できるよう、バス停の整備に努めるとともに、関係機関に整備の要請をしていきます。

### ② 歩行者優先の道づくり(交通安全対策)

歩行者が安全に移動したりまち歩きを楽しめるよう、平成 23 年度に「東大和市交通安全計画（H23～H27 年度）」を策定しており、この計画とも連動した対策を推進します。

- 幹線道路や商店街においては、歩行者専用道路などの整備や、歩道上の看板設置・自動販売機設置や商品の陳列を防止し、安全に通行できる歩行空間を連続的に確保するよう努めます。
  - 生活道路においては、通過交通を抑制し、誰もが安心して歩ける空間を、沿道の地権者の協力を得ながら整備していきます。
- また、設定したゾーン内で交通規制の実施や道路構造の改良等を組み合わせて行うことにより、安全に通行できる歩行空間の整備を行う「コミュニティゾーン整備事業」の検討を行います。

## (3) 駐輪場・駐車場の整備

### ① 駐輪場の整備

駅周辺の放置自転車や商店街等の迷惑駐輪をなくすため、自転車利用者の協力を求めるとともに、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づき駐輪場の整備を図っていきます。

- 駅周辺の放置自転車を解消するため、鉄道事業者等への働きかけにより、民営駐輪場の誘致に努めます。
- 大型店や商店街などに駐輪場の設置を指導し、安全な歩行空間の確保と良好な都市景観の形成に努めます。

## ② 駐車場の整備

市民の平成 25 年 4 月 1 日における自動車保有台数（軽自動車及び二輪車を含む）は 43,941 台で、1 世帯当たり約 1.2 台の保有になっています。これらの車両に対する駐車問題は見られませんが、近隣からの来訪客を含め、市内における駐車場の受け入れ体制は十分とは言えません。東大和市街づくり条例に基づく駐車場整備の協議を含め、以下の方針のもとに駐車場対策を進めます。

### i) 商店街

商店街周辺の路上駐車については、警察署に取締りを要請するとともに、路外駐車場の確保を検討する必要があります。

そこで、商店街利用者の利便性と安全で快適な歩行空間を確保するため、共同駐車場や共同荷さばきスペースなどについて検討を進めるものとします。

### ii) 公共施設

施設に付帯する駐車場の規模は、当該施設の性格・機能・利用形態を考慮し、適切な確保に努めます。

### iii) 集合住宅

現在、集合住宅の自動車保管場所は、敷地内と周辺の民間駐車場にて確保されています。今後も計画戸数に見合う駐車施設が確保されるよう、建設時の協議において事業者に要請をしていきます。

### iv) 車利用型店舗

市内の大型店については、需要量に見合う駐車場の確保とともに店舗周辺の生活環境を守るために、車が集中する土・日曜日の交通誘導などを経営者に対し要請していきます。

また、幹線道路沿道には、ファミリーレストランやコンビニエンスストアの立地が進んでいます。このため、駐車場の確保について適切に指導していきます。

## (4) 公共交通サービスの拡充

多摩都市モノレールの開業に伴い、市西部地域から立川方面への交通利便性は向上しましたが、市内の東西交通や市北部から南部への交通利便性は十分とは言えない状況です。

このため、バス事業者が路線バスを運行できない公共交通空白地域の解消を図るため、平成 15 年からコミュニティバスを運行しています。市民からは一層の利便性の向上を図るとともに、高齢社会に相応しい適切な移動手段の確保が望まれています。

また、低炭素型都市の構築のためにも公共交通の充実が求められています。そこで、コミュニティバスの路線バスや軌道系交通との有機的な結びつきにより、市民ニーズにかなった交通インフラの整備を図るとともに、こうした公共交通網を補完する地域に密着した移動手段については、地域における機運の醸成を踏まえて、地域との協働による運行に向けた取組みを検討していきます。

なお、多摩都市モノレールの上北台駅から箱根ヶ崎駅間（延長約 7 km）の延伸については、関係市町と連携し、早期事業化を東京都に要請していきます。

## 2) 緑と水の都市づくり

### <現況>

- ・平成 11 年に「緑の基本計画」、平成 19 年に「環境基本計画」を策定し、緑のまちづくりに取り組んでいます。
- ・市北部の丘陵地は法規制・公有地化等で一定の保全は保たれていますが、さらなる公有地化の推進や、今後の維持管理が課題となっています。
- ・野火止用水の「せせらぎ」では蛍の幼虫を放流し、生育環境の整備と保全を図っています。

### <今後の取組みの基本的な視点>

- ▽多摩湖及びその周辺の狭山丘陵は本市を特色づける緑と水の資源であり、自然環境の保全に努めるとともに、環境学習の場、自然と触れ合える観光・レクリエーションの場としての積極的な活用に努めます。
- ▽野火止用水や空堀川などは市民の日常的な癒し空間となっており、公園・緑地を結ぶネットワーク形成に大切な役割を果たしています。環境、景観、観光資源を有機的に結びつけるため、水と緑の軸の適切な整備に努めます。
- ▽緑と水の拠点の保全、水と緑のネットワークの維持・管理については、市民等による協働の取組み体制づくりに努めます。

### (1) ふるさとの緑と水をまもり活用する

都市における自然環境の保全と回復のためには、自然の生態系を維持し、生き物と共生できる環境の保護に努める必要があります。

そこで、多摩湖を中心とする狭山丘陵を緑と水の拠点として、市街地に残る農地や樹林地、水辺などの、生活にうるおいを与えるふるさととしての環境を、生態系に配慮しながら保全していきます。

#### ① 狭山丘陵の緑の保全・活用

狭山丘陵の保全を計画的に進めるため、都市計画決定している区域の公有地化に努めます。

また、市立狭山緑地の管理にあたっては、適正な管理計画を定め、良好な保全に努めます。そのため、市民と行政が協働で計画的な萌芽更新等の管理を継続できるよう体制を整えるとともに、多摩湖一帯を含め観光・レクリエーションの場として活用されるよう、ハイキングコース、サイクリングコース、野草園、休憩・展望スポット等の整備・充実を検討します。





東大和緑地

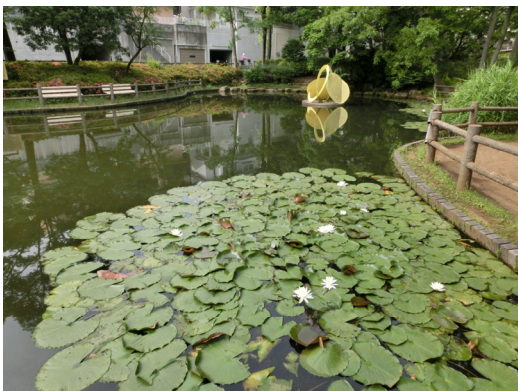


市立狭山緑地

## ② 水辺の保全・活用

空堀川、奈良橋川については改修により安全性を確保するとともに、水とふれあい、生き物と親しめる水辺空間の整備となるよう東京都に要請し、前川については、うるおいの感じられる整備の検討を行います。

また、野火止用水「せせらぎ」では蛍の幼虫の放流を実施しており、市南側の緑と水の景観軸を構成する重要な水辺空間となっているので、一層の保全に努めます。



二ツ池公園



野火止用水「せせらぎ」

## ③ 農地の保全・活用

市街地の貴重な緑地空間である農地の保全と計画的な公園整備等に資するため、生産緑地地区制度を積極的に活用するとともに、農業の継続を図るため営農環境の整備や、市民の緑とのふれあいの場として、市民農園・観光農園などに活用できるよう検討を進めます。

なお、生産緑地地区の多くが平成 34 年に期間経過を迎えるため、農地としての存続を図るための方策を検討していきます。

## ④ 樹林地の保全

武蔵野の原風景の面影を残す市街地内の樹林地は、景観形成のうえからも貴重な資源といえます。

また、これらの緑は市民共有の財産ともいえるものであり、市民の理解と協力を得て保全していくよう努めます。

## ●都市内の緑地の役割

環境保全機能	都市の骨格的緑地機能
	小規模な緑とオープンスペース
	都市環境負荷の軽減
	小動物等の生息環境の保全
	有機物の還元
	騒音などに対する緩衝機能
	日照、通風の確保
レクリエーション機能	レクリエーションの場の提供
	教育・福祉機能
	農家と住民の交流機能
防災機能	災害の拡大防止
	災害避難場所としての利用
	災害時の仮設施設の建設予備地としての活用
	防災用井戸の保全
景観構成機能	地域の景観保全
	潤いのある景観の創出
農産物の生産	

資料:「東大和市環境基本計画」(平成 19 年)

## (2) 緑の拠点とネットワークをつくる

緑の拠点とネットワークを整備することによって、緑の基本計画に掲げる「緑の将来像」の実現に努め、市街地の良好な環境づくりを推進します。

そのため、緑と水の拠点である狭山丘陵を核として、市街地の公園緑地はバランスのとれた配置に努めるとともに、地域での緑の拠点づくりを進めます。

また、河川等を活用した良好な水辺空間の創出に努め、緑地や公園緑地等と関連づけたネットワークの形成を図ります。

### ① 公園緑地の体系的な配置

根幹的な都市施設である公園は、規模によりお年寄りの散歩や子ども達の遊び場となるものから、スポーツ・レクリエーションや自然体験に利用されるものなど様々な役割を担っています。

このような公園の役割やそれぞれの地域に必要なとする公園緑地を、計画的・体系的に配置するよう努めます。

## ② 市民ニーズに合った公園整備

緑に対する市民のニーズは様々であり、それぞれの地域の持つ緑の資源によって多様な特性や課題がみられます。こうした市民ニーズや地域の特性・課題に配慮しながら、誰もが利用しやすく親しみのもてる公園整備に努めます。

## ③ 緑によるネットワークの形成

狭山丘陵を核とし、市街地の緑の拠点とを緑道や河川、幹線道路等で相互に結ぶ緑のネットワーク整備を東京都の「環境軸ガイドライン」を参考にしながら推進します。整備にあたっては、歩行系のネットワークの形成にとどまらず、生態系回復や景観形成に資するネットワークの形成を検討します。



けやき通り

資料:東大和市 HP

## (3) 緑と花があふれるまちをつくる

緑や花は都市の景観形成に欠かせない要素であるばかりでなく、地球温暖化対策や省エネ対策にとって大切な要素であります。公共空間、民有地で積極的に草花や樹木を育て、市街地の緑化の充実を図り、うるおいのある都市づくりを推進します。

### ① 公共空間の緑化

公共空間を率先して緑化することで、緑と花があふれるまちづくりの推進に大きな効果が期待できます。公園緑地への季節感豊かな植栽や街路樹等の道路緑化をはじめ、市役所庁舎、学校、集会施設、図書館などの公共公益施設への植栽により、まちの個性を創出していきます。

### ② 民有地の緑化

緑と花の豊かなまちをつくるためには、行政中心の公共公益施設への緑化だけでは不十分で、市民や企業が一体となり、民有地の緑化を進めて行くことが大切です。そのため、指導・啓発型の整備手法の検討を行い、一定割合の緑化を義務付けたり、ブロック塀の生

垣化やフェンスにツタ類を絡ませるなど、敷地の接道部を緑化する沿道緑化等の促進を図ります。

### ③ 緑のリサイクル

近年、様々な分野で環境に対する負荷の軽減が求められており、緑の行政の分野においても、リサイクルの視点に立った施策が必要となっています。

そこで、公園や街路樹の剪定枝をチップ化したり、落葉とともに堆肥化し再利用を行ったり、また不要となった樹木の活用方法等の検討を行います。

## (4) 市民・企業・行政の協働

市民・企業・行政の協働の仕組みをつくり、積極的な緑化と適切な管理を行い、市街地の緑の量的な拡大を図ります。

### ① 緑化のしくみづくり

公園緑地整備の計画段階から市民が参加できるシステムをつくり、管理においても市民と行政の協働体制を図れるよう検討を行います。

近年各地で取組みがみられる『アダプトプログラム』の導入についても検討します。

### ② 緑化の支援体制づくり

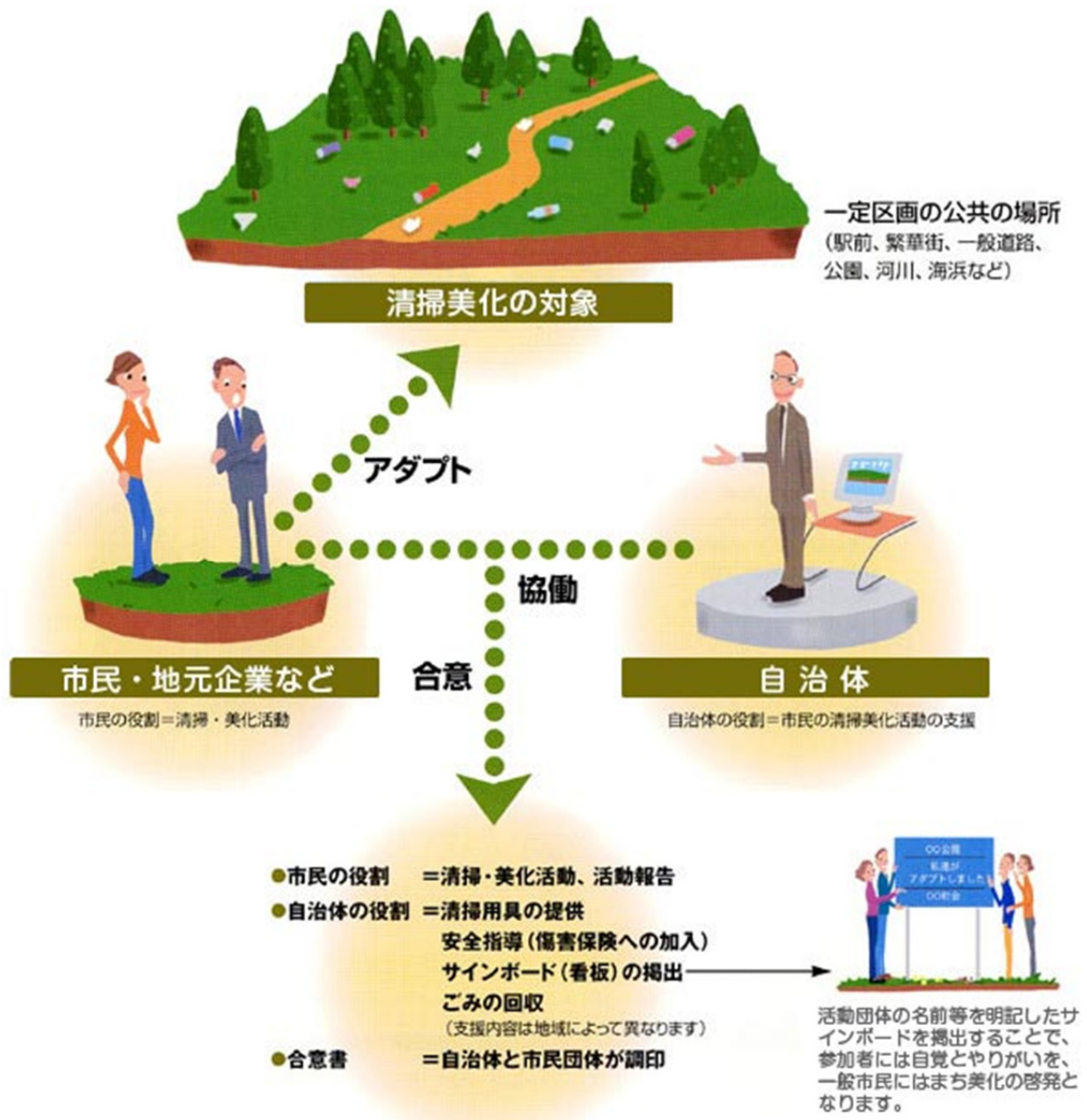
市民活動の支援を行うために、速やかな情報提供ができ、市民団体相互の情報交換がスムーズに行えるようなシステムづくりに向けて検討を行います。

### ③ 緑の普及・啓発

市民の緑に対する意識を高めるため、情報発信等を行います。



●アダプトプログラム



アダプト (ADOPT) とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。

一定区画の公共の場所を養子にみだて、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ (= 清掃美化を行い)、行政がこれを支援する仕組み。

資料:公益社団法人 食品容器環境美化協会

### 3) 住宅と都市づくり

この項の構成は、平成25年3月に策定した「東大和市住宅マスタープラン」の施策と整合を図ります。したがって、具体的な取組みは「東大和市住宅マスタープラン」の施策展開によるところとなります。

#### <現況>

- ・本市では平成5年に「住宅マスタープラン」を策定し、安心して快適な住環境整備を進めてきました。平成25年3月には、災害への備えや近年の少子高齢化の進行を踏まえ新たに「第2次住宅マスタープラン」を策定しました。
- ・平成20年には「絶対高さ制限を定める高度地区」を全域に指定し、良好な住環境の確保に努めてきています。
- ・住宅地における多用途の建築の混在や、防災上の観点からみた場合に改善の必要性がある密集住宅地もみられます。

#### <今後の取組みの基本的な視点>

- ▽本市のシンボルであり自然環境の拠点である狭山丘陵の良好な環境を守り、それにつながる市街地の居住環境の一層の向上を目指します。
- ▽災害に強く、少子・高齢社会における充実した住生活の確保を目指します。
- ▽成熟社会にふさわしい社会的資産の活用、継承を図ります。

#### (1) 安全で安心な住宅市街地における住生活の実現

住宅市街地において、地震・水害等の災害や防犯に対する安全性を確保し、安全で安心して暮らすことのできるような居住環境の整備に努めます。

##### ① 災害に備えた居住環境の整備

###### i) 住宅の耐震化の推進

大規模地震から住宅の倒壊等を防止するため、「東大和市耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準で建築された木造住宅に対する耐震診断・耐震改修工事への助成や相談業務等により耐震化を促進します。

また、関連団体と連携して、木造住宅をはじめマンション等に対する耐震化について、事業者による相談会の実施や耐震工法に関する情報提供に取組みます。

###### ii) 災害に強い住まい環境の形成

災害時に大規模火災が発生するおそれがある地域においては、建築物の不燃化を推進するとともに、狭い道路の拡幅など火災時の消火活動や避難の経路の確保に努めます。また、緊急輸送道路沿道建築物については、耐震化を促進することにより、災害発生時の道路の閉塞を防ぎ、復旧・復興のための緊急輸送道路の機能の確保に努めます。

また、災害発生時の市民の安全性を確保するため、防災に関する情報提供を行います。

### iii)水害、土砂災害等に強いまちづくり

集中豪雨時には、道路冠水が発生する地域があるため、雨水流出の抑制等を推進することにより、住宅市街地での浸水被害の防止に努めます。

また、浸水被害や土砂災害等の発生が危惧される地域については、適切な情報提供を行うことにより避難誘導等十分な安全対策を講じます。

## ② 安全性の高い居住環境の整備

### i)住まいの防犯性の向上

住宅の防犯性の向上のため、関係機関と連携して、扉や窓の侵入防止対策、防犯設備の設置などの防犯性の高い住宅設計等に関する情報提供を行います。

### ii)住まいの安全性の向上

市民が安心して居住できるよう、浴槽のバリアフリー化、居室の段差の解消、階段やベランダの手すりの設置、安全な建具の設計等住宅の安全対策についての情報提供を推進します。

また、シックハウス防止の設計や住宅のリフォーム時・解体時のアスベスト飛散対策について、情報提供の推進を図ります。

## (2)少子・高齢社会に対応し、多様な世帯に適応する住生活の実現

多様な世帯・ニーズに応え、住みやすさや暮らしやすさを実感できるような居住環境の形成に努めます。

### ① 重層的な住宅セーフティネットの構築

#### i)公的賃貸住宅・民間賃貸住宅との連携

住宅確保要配慮者の多様化、高齢化の進展による高齢者世帯の増加を踏まえると、市営住宅のみならず、市内の都営住宅、公社住宅などの公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の多くの住宅ストックを活用し、重層的な住宅セーフティネットを形成する必要があります。

このため、東京都、東京都住宅供給公社と連携を図り、誰もが安心して住まいを確保できる仕組みの整備を検討します。また、民間賃貸住宅との連携に当たっては、家主と借主とのトラブル防止に向けた情報提供や入居・居住支援などを行い、民間賃貸住宅が住宅セーフティネットとしての機能を担える仕組みづくりを検討します。

#### ii)市営住宅の再生・活用

市が管理運営する公的住宅については、市内の賃貸住宅の供給状況や、今後の公共施設等の管理に関する課題を勘案し、福祉施策等の他の施策との連携を図った総合的な運営の方法を検討するとともに、適切な規模や供給方法等について併せて検討を行います。

また、現在使用していない用地や、整備に伴い創出される用地については、用途廃止のうえ、有効に活用します。

## ② 高齢者世帯・子育て世帯への配慮

### i) 高齢者世帯の住生活の向上

高齢者の居住の安定確保に向けては、住宅施策と福祉施策等との連携を図り、在宅での高齢者対応や地域での居住支援等総合的な施策展開を図ることを基本として住環境の整備に取り組めます。

今後、更に進む高齢化に対応した住環境の改善に向け、住宅はもとより道路などのバリアフリー化を促進し、安心して住み続けられる住まいづくりを促進します。

高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」は、市内における介護・医療サービスの事業所等の状況を勘案し、適切な運営が図られるよう東京都及び事業者等と連携を図ります。

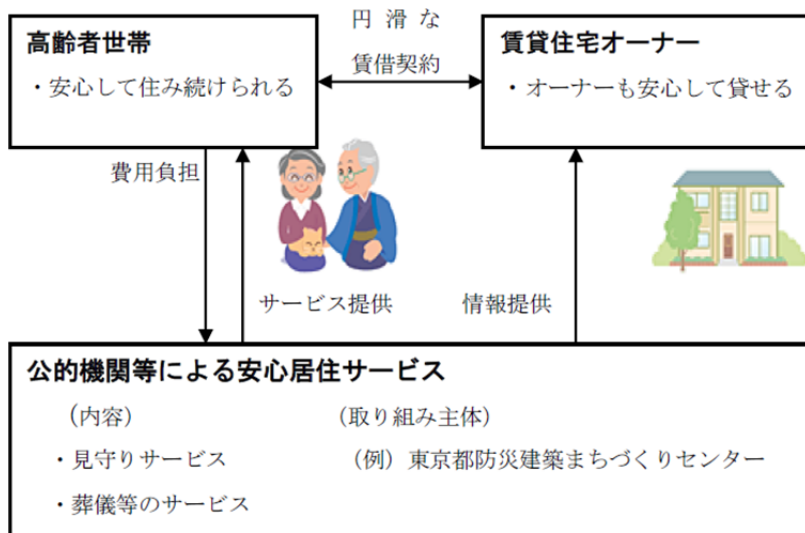
### ii) 子育て世帯の住生活の向上

子育て世帯が安心して子どもを産み、育てることができる住まいづくりの推進に向け、健康面・機能面に対して配慮した住まいに関する情報提供を行うとともに、公園や子どもの遊び場などの適切な管理に努めます。

また、関係団体等と連携し、子育て世帯のニーズに対応した住宅に関する情報提供を行い、入居・居住支援に努めます。

さらに、ホームヘルプサービス、相談窓口、社会教育施設や児童館での事業の充実等の子育て支援施策と連携して子育て世帯に対する各種施策の充実を図り、子育て世帯の住生活の安定向上に努めます。

### あんしん居住制度等による高齢者世帯等の入居・居住支援の概要



資料: 東大和市住宅マスタープラン(平成25年)概要版



### (3) 地域と環境に配慮した住生活の実現

本市の恵まれた自然環境の恩恵や地域の繋がりを実感できるような居住環境の形成に努めます。

#### ① 環境負荷の軽減に資する住まいづくり

##### i) 環境共生型住宅の普及と住宅の長寿命化の推進

環境に配慮した住生活を実現するためには、新築時から一定の環境性能を確保した住宅が建設され、それを長期に渡り活用することが必要です。スケルトンインフィル（スケルトン：長期間の耐久性、インフィル：住まい手のニーズにより変えられる可変性）等の住まい方に合わせたリフォーム可能な住宅設計、構造の安定などの住宅の長寿命化に関する情報提供を行います。

また、省エネルギー機器の設置の促進に向け、情報提供を行っていきます。

##### ii) 住宅市街地における緑の育成

多摩湖周辺の恵まれた自然環境を保全するとともに、良好な景観や環境負荷に配慮するため、住宅市街地における緑の育成を推進します。

#### ② 既存住宅ストックの活用

##### i) 既存住宅のリフォームの促進

快適な住生活を送ることができるよう、老朽化した既存住宅ストックや居住者のライフステージに対応しない既存住宅ストックのリフォームを促進します。

また、マンションについては、円滑な修繕や建替え等ができるよう、長期修繕計画の策定や積立金に関する情報提供を行うとともに、専門的な知識に関する相談ができる体制づくりを検討します。

##### ii) 空き家の活用

関係機関と連携して、市内における空き家の実態把握に努め、活用可能な空き家については、福祉目的や地域活性化の拠点となる用途での再活用に向けた検討を行います。

また、子育て世帯、高齢者世帯等のそれぞれのライフステージに応じた住み替えを支援するため、空き家住宅の情報提供の仕組みづくりを検討します。

##### iii) 中古住宅の流通促進

中古住宅の流通促進に向け、不動産関連団体と連携し、中古住宅市場の整備・情報提供を促進します。また、市民が安心して中古住宅を購入することができるようにするため、既存住宅の耐震診断情報、住宅の品質情報の表示、保証制度等の普及を行います。

### ③ 地域等との繋がりを大切にした居住環境の育成

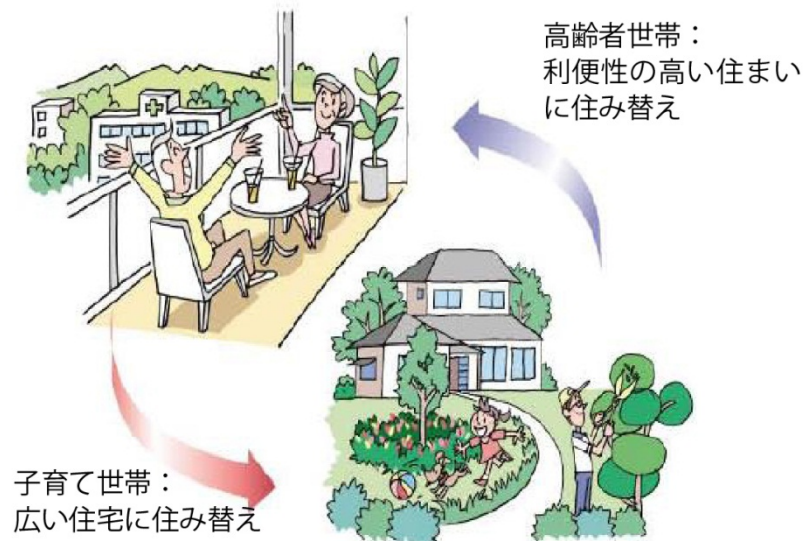
#### i) 地域コミュニティの維持・再生

地域の見守りやふれあいなどの交流を深めることにより、住民間の結びつきが強まり、防犯・防災性の向上など住みよい地域が形成されます。このため、自治会・管理組合や地域活動の活性化を促進し、地域コミュニティの維持・向上を図ります。

#### ii) 地域特性のある街並みの形成

本市の豊かな自然環境、地域の歴史・文化などの特色を活かした住宅市街地の整備に向け、積極的に地区計画等を活用し、快適で地域特性のある美しい街並みの形成を目指します。

### 空家バンク制度を活用した住み替えのイメージ



資料：東大和市住宅マスタープラン（平成25年）概要版

## 4) やさしく美しい都市づくり

### <現況>

- ・福祉のまちづくりについては、東京都の「福祉のまちづくり条例」や市の「街づくり条例」に基づき、道路や建物についての指導を実施していますが、十分なバリアフリー化には至っていません。
- ・景観対策としては平成5年に作成した「都市景観構想」の基本方針に沿って進めていますが、個別具体的な取組みは十分な状況にはなっていません。
- ・多摩湖や狭山丘陵一帯は本市の都市の背景としての役割とシンボリックな環境資源でもあります。現状では必ずしも有効な活用が図られていません。また、歴史的な資源や街中の環境を含め都市としての魅力づくりや外からの来訪者を呼び込む対策が十分とはいえません。
- ・環境との共生については「緑の基本計画（H11）」、「環境基本計画（H19）」、「一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）（H26）」を基本に取組み、公共下水道（污水）については、ほぼ整備が整っています。

### <今後の取組みの基本的な視点>

- ▽ノーマライゼーションの考え方を基本に、心豊かに住むことができるまちづくりに努めます
- ▽人の心になごみや、やすらぎを与えるとともに、都市としての風合いや美しさを醸し出す景観づくりに努めます。
- ▽自然環境のみならず、歴史的資源や産業との結び付けを含め、市民が憩い・楽しむ場とともに、来訪を促す積極的な観光・レクリエーションの場としての展開を図ります。
- ▽市民一人ひとりの生活から都市づくりに至るまで、一貫した環境との共生に努めます。

### (1)福祉の都市づくり

ノーマライゼーションを基本とした高齢者や障害者への配慮が、「すべての人にやさしいまちづくり」につながります。

「東京都福祉のまちづくり条例」に準拠するとともに、ユニバーサルデザインに基づき、道路等の公共施設や建築物の個別施設のバリアフリー化を図り、誰もが生活しやすい都市づくりを目指します。

#### ① バリアフリー化の促進

##### i) 個別施設のバリアフリー化

道路、公園、駅等の公共施設の新設・改良にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「東京都福祉のまちづくり条

例」等に基づき、利用者の使いやすさに配慮したバリアフリー化を進めます。

また、民間の既存施設や小規模店舗等についても、バリアの実態を把握したうえで改善の考え方を整理し、バリアフリー化の促進に努めます。

#### ii)住宅・住環境のバリアフリー化

障害者や高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を続けられるように、個人住宅のバリアフリー化の普及・啓発を図ります。

#### iii)地域バリアフリー化

個々の施設のバリアフリー化にとどまらず、各施設間の移動に配慮したバリアフリー化(地域バリアフリー)を推進します。

このためには、建物等の建設や地区整備の計画段階から調整を図ることが効果的であり、開発指導等の機会に当事者の意見を反映させながら進めていくよう検討します。

### ② 福祉施策との連携

すべての人にやさしいまちを実現するために、福祉施策と連携したまちづくりを推進します。

#### i)施設の総合化・複合化

高齢者、障害者を含めたすべての人が地域で生きがいをもって生活していけるよう、福祉施設の整備にあたっては、総合化・複合化を図り、可能な場所においては他の公共施設との複合化を検討します。

#### ii)高齢化への対応

高齢者が安心して生活できる住居を確保するために、既存住宅の活用等を検討します。

また、高齢化に伴い各種施設の需要が高まることから、福祉施策と連携し、事業者に対し適切な支援や助言を行い、必要な施設整備に努めます。

#### iii)少子化への対応

少子化社会への対応として、子育ての需要に対応した関連の施設整備に努めます。

## (2)景観都市づくり

優れた都市景観は、都市に個性を生み、そこに居住する市民が誇りと愛着を持ち、我がまちという意識を育みます。

本市には狭山丘陵や多摩湖をはじめ、寺社や蔵、戦災遺跡、市街地に点在する農地、河川などの水辺といった、まちの個性を構成する重要な要素が存在します。市民アンケート調査の市の魅力の第一位に「自然が豊かであること」が挙げられており、これらの資源を生かした美しい景観形成に努めます。

さらに、地区計画の活用や開発指導時における協議等により、地域特性に応じた景観形

成に努めます。

## ① 自然や歴史を生かした個性ある景観づくり

### i) 丘陵地の保全、眺望の確保

- 狭山丘陵の変化に富む地形や緑地を保全し、美しく豊かな自然環境を守ります。
- 市街地を眺望できる場所の確保、保全を図ります。
- 建築物の高さを抑えること等により、狭山丘陵の眺望を保全します。
- ごみの不法投棄に対しては、規制強化等の検討を行います。

### ii) 歴史的資源の保全・整備

- 戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝える戦災遺跡・旧日立航空機株式会社変電所を保全します。
- 寺社や蔵等の歴史的資源を保全します。
- 歴史的資源等を案内するサインや辻広場の整備により、ふるさとと感じられる街並みづくりに努めます。

### iii) 東やまと20景・美術工芸品の保全・保存

- 市制施行 20 周年を記念して制定された「東やまと 20 景」は、市内に残したい景観として保全・保存していきます。
- 地域に根ざした民話・伝承・歴史・事物をテーマに設置されている美術工芸品（モニュメント）については、地域への愛着心を育み、文化にあふれた都市を目指すために適切に管理します。



1	市役所と市民広場	11	豊鹿島神社
2	都立東大和南公園	12	市立狭山緑地
3	東大和駅前広場	13	八幡神社
4	野火止用水	14	雲性寺
5	上仲原公園	15	二ツ池公園周辺
6	けやき通り	16	都立東大和公園
7	三光院	17	円乗院
8	多摩湖(下貯水池)	18	戸長役場跡と高木神社
9	多摩湖サイクリングロード	19	一中の桜
10	多摩湖と上貯水池	20	一小のいちよう

#### iv) 景観都市づくりの推進

東京都は、「景観法」の施行等を踏まえ「東京都景観計画」を策定し、全都的に良好な景観づくりのための施策を進めており、この取組みと連携を図っていきます。

### ② 道路や河川を活用した景観軸の整備

#### i) 道路景観の整備

主要道路の空間は、景観形成上の重要な軸としての機能を持っており、各道路の特性を生かした景観形成を図ります。

- 景観上骨格となる主要な道路においては、街路樹の維持管理を図るとともに、沿道の看板等は、周囲の景観と調和したデザインとなるよう誘導していきます。
- 青梅街道、都道128号線（(通称)志木街道）においては、周囲の景観に調和した建築物を誘導し、ふるさとらしさを保全する軸にふさわしい街並みの形成を目指します。

#### ii) 河川景観等の整備

河川等の空間は、緑地とともに人々の心にうるおいや、やすらぎをもたらす貴重な資源として重視します。

- 空堀川等の河川や野火止用水周辺及び都市計画河川整備後の旧河川敷部分では、四季折々の自然や、ゆっくりと散策が楽しめる空間づくりに努めます。
- 河川・用水沿いの建築物等を周囲の景観に調和したものに誘導していきます。

### ③ 市街地の景観形成

#### i) 生活心の景観形成

地域における生活の中心として魅力ある建築物や交流の場としてのまちなか広場、道路空間の整備を行い、にぎわいを演出する景観づくりを進めます。

- 周囲の景観に配慮した建築物となるよう誘導していきます。
- 歩道にはみ出した立て看板、違法駐輪、ごみのポイ捨てなどに対しては、規制強化等の検討を行い、改善を進めます。
- 電線・電話線等の地中化については、地権者や関係機関との調整を含め、今後も検討を進めていきます。

#### ii) 住宅地の景観形成

- 丘陵住宅地では、「東京都景観条例」に基づく景観基本軸の方針に沿うよう、尾根筋と斜面の緑を保全し、丘陵地の緑の連続性を維持するため低層で密度の低い住宅地の景観を保全します。
- 低密度住宅地、中・高密度住宅地では、建築物の密集を防止するとともに、公園や緑地、民有地の庭やバルコニー等の身近な緑を増やし、うるおいのある住宅地の景観を形成します。

### iii)複合市街地の景観形成

商業・業務・住宅複合市街地、工業・業務・住宅複合市街地では、商業・業務施設や工場外周部の緑化等を促進し、周囲の住宅地と調和した景観形成を誘導します。

## (3)にぎわいと交流のある観光・レクリエーション都市づくり

本市には、多摩湖や狭山丘陵といった周辺地域には無い大きな環境資源があるとともに、野火止用水、戦災遺跡である旧日立航空機株式会社変電所といった歴史的な資源や、プラネタリウムを有した郷土博物館等“地域の光り”となる資源があります。これらの資源とともに、農業・商業・工業と連携した観光・レクリエーションの展開を図ります。

### ① 観光・レクリエーション資源の再発掘・創造と活用

東やまと 20 景他、市内にある観光・レクリエーションの対象となり得る資源の再点検とともに、特産品やグルメといった新たな資源づくりに取組み、市民へのアピールとともに、市外へ向けた積極的な情報発信に努めます。

### ② 地域の産業と連携した観光の展開

農業と連携した体験農園、商・サービス業と連携したショッピング・食べ歩きのか場としての魅力づくり、さらには工場の見学といった体験型の観光展開について研究を行います。

また、異業種交流による 6 次産業化を進め、特産品の開発や地域ブランド化を目指します。

## (4)低炭素型都市づくり

都市への人口と産業の集中は、大気や水、自然などの環境に大きな負担をかける原因となっています。

都市活動による資源・エネルギーの大量消費等が CO<sub>2</sub> 排出量を増加させており、CO<sub>2</sub> 排出量などの環境負荷の小さな低炭素型都市への転換が必要となっています。

### ① 集約型都市構造の実現

商業、業務、公共施設などの都市機能がコンパクトにまとまった都市構造は、温室効果ガスの排出削減だけでなく、市街地の活性化や生活利便の高い都市づくりにつながります。集約型都市構造の実現に向けた取組みを進めます。

#### i)都市の構造に基づく都市機能の適切な立地

都市機能の外延的拡大の防止や、秩序を保った都市活動を確保するため、都市の構造に基づく施設整備と土地利用を図ります。



## ii)生活心の活性化

生活心の活性化を進めることにより、にぎわいのある歩いて暮らせるまちの実現を図ります。

## iii)公共交通の充実と交通環境の整備促進

公共交通網の充実により、移動手段の自動車利用から公共交通機関利用への転換を図るとともに、自転車利用の環境を整えることなどにより、CO<sub>2</sub>排出量が少ない都市構造の実現を図ります。

## ② 自然環境の保全と緑化の推進

地域における多様な生態系の維持・回復を図り、自然と人間のふれあいを保ちながら、自然環境の保全を図ります。また、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に寄与する緑地の保全・再生などにより環境負荷の少ない都市づくりを目指します。

### i)身近な自然の保全・再生

狭山丘陵の緑、市街地に残された農地や樹林地、空堀川や野火止用水の水辺環境、狭山丘陵に点在する湧水など、身近な自然を保全します。

また、水辺や湿地を中心として、生き物の生息環境を確保するビオトープ事業などの検討を行います。



狭山丘陵遠景

## ii)公園緑地の整備と都市緑化の推進

残された貴重な緑を守り、失われた緑を回復し、緑豊かな都市を実現するために、公園緑地の整備を推進していきます。

また、市民の日常生活を豊かでうるおいのあるものにするため、道路、公共施設や工場、事業所外周部及び住宅地の緑化を推進します。

## iii)水辺環境の保全・再生

地下水、湧水及び河川の日常的な流量の回復のためには、河川流域における水循環を保全・再生し、地下水のかん養を図る必要があります。

このため、丘陵、農地、樹林地等を保全し雨水浸透域の減少を防ぐとともに、不浸透域に降った雨を地下浸透させるため、道路や駐車場などへの浸透施設整備を推進します。

また、公共施設の新設や改築の際には、水循環に配慮した施設整備に努めます。



### ③ エネルギーの有効利用等の促進

本市においては、地域レベルで熱供給システムを導入するような環境にはないため、共同処理施設等における未利用エネルギーの活用を推進するとともに、公共施設等での太陽光などの自然エネルギーの活用を図ります。

また、個人住宅等の省エネルギーや自然エネルギーの活用に関する情報提供により、住宅・建築物におけるエネルギーの有効利用を促進します。

### ④ 資源循環型社会の実現

本市、小平市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合では「3市共同資源化事業基本構想」に基づき、循環型社会の形成に向けた取組みを進めています。

平成26年11月に改定した「一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）」に基づきリサイクルを推進し、廃棄物の減量を図ります。また、建設現場から発生する廃材や樹木の剪定枝等をリサイクルし、道路や公園に活用することやバイオマスエネルギー利用の研究を進め、持続可能な資源循環型社会の実現を目指します。

## 5) 安全で安心な都市づくり

### <現況>

- ・市では平成25年3月に「地域防災計画」を修正しています。首都直下地震等による東京の被害想定の見直しや、東日本大震災の教訓等を踏まえ、初動・情報収集連絡体制、交通・輸送、救助・救急及び復旧・復興対策等に関する計画を示したものであります。
- ・近年各地にみられる異常気象に伴う水害対策として、東京都は河川改修を進めてきました。また、市は道路冠水の多い地域へ雨水浸透施設等を設置してきました。
- ・安全なまちづくりのための防犯対策として街路灯の整備や機会犯罪に対する予防策の検討などに取り組んでいますが、今後とも地域住民との連携をさらに強めていく必要があります。

### <今後の取組みの基本的な視点>

- ▽地震や水害等の災害に対して、災害の予防、避難から復興を視野に入れた地域づくりの検討により、災害に強い都市づくりに努めます。
- ▽市民との協働の取組みの中で、空き家の放置や街への無関心といった犯罪発生を誘発する要因を極力取り除き、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

### (1) 防災性の向上

東京都防災会議が公表した「多摩直下地震」や「立川断層帯地震」の規模はマグニチュード7.3~7.4で震度は6強に及ぶという大規模なものであります。このような大地震に対しては、防災、減災はもとより、復興を考えた都市づくりを進める必要があります。

また、集中豪雨時の浸水等を防ぐため、溢水対策の推進に努めます。

#### ① 震災に強い都市づくり

安心して暮らせる都市をつくるためには、地震による被害を最小限に止める震災に強い都市づくりを進め、市民の安全が確保されるようにする必要があります。

##### i) 安全な市街地の整備

土地区画整理事業が完了したところについては、地区計画を活用して、安全な市街地の保全に努めます。

宅地開発等の施工に当たっては、周辺地域の防災性に配慮し、地域の防災性の向上に努めます。

また、災害時活動困難度を考慮した総合危険度が比較的に高い地域については、地域の特性に応じた環境整備を含めた都市づくりを検討します。

##### ii) オープンスペースの確保

公園や緑地等を防災活動拠点として利用できるよう、災害時のオープンスペースの確保に努めます。

### iii)ヘリサインの設置

災害時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、公共施設等の屋上にヘリサインの設置を進めます。

### iv)道路及び交通施設の安全性確保

道路・橋梁及びその附帯施設については、適切な診断と維持補修等により、安全性の確保を図ります。

### v)公共施設やライフラインの耐震性の強化

公共施設等の耐震化のほか、電気、ガス等のライフラインの耐震性の強化、安全装置の設置など各種対策を関係機関と連携を図り推進します。

### vi)出火防止や消防活動体制の強化

地震による被害者を減らすため、家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進のほか、出火防止対策、消防活動体制の充実強化による火災の拡大防止等を図ります。

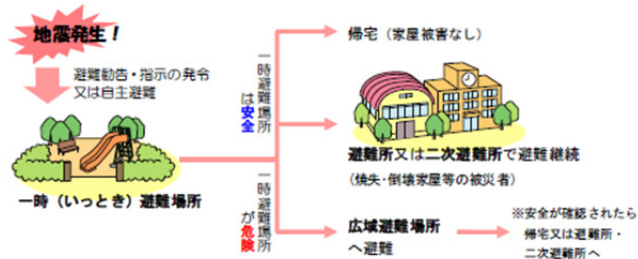
特に、住宅が密集した地域においては、避難や消防活動の面からオープンスペースや道路整備について検討していきます。

### vii)避難対策の強化

本市では一時避難所、避難所、二次避難所（福祉避難所）を指定しており、平常時からの避難所情報の提供や、避難訓練、防災教育等の対応を充実します。



### ◆ 地震時の避難フロー、避難先の種類及び市の指定状況



資料:東大和市地域防災計画(H25)

## ② 水害に強い都市づくり

短時間に局地的に降る集中豪雨への対策を含め、河川改修や雨水流出抑制についての総合的な対策を講じて都市の安全性を確保します。

### i) 河川改修の促進

河川氾濫防止のため、空堀川、奈良橋川の整備促進を東京都に要請します。

### ii) 雨水の流出抑制対策の推進

雨水流出を抑制するため、公共施設等における雨水貯留・浸透施設の設置や「東大和市街づくり条例」に基づく開発事業に対して、雨水貯留・浸透施設の設置を誘導していきます。

また、樹林地や農地を保全し、都市の保水機能の向上を図ります。

## ③ 事前復興へ向けた取組み

大震災発災直後は、行政には復旧作業や避難所運営、二次災害を防ぐための業務などが集中するため、事業継続計画に基づく対策が進められます。このような状況下で市街地の復興を円滑に進めるためには、地域住民と市が復興まちづくりのあり方を共有しておき、地域と協働した復興を円滑にスタートさせる必要があります。

そこで「復興マニュアル」や地域特性を踏まえた「復興まちづくり方針」を検討し、復旧、復興へのスムーズな取組みを日常的な段階から市民と共有できるよう努めます。

## (2) 防犯性の向上

犯罪に対して安全で安心な都市づくりを進めるため、都市の構造や地域近隣関係（コミュニティ）と関係の深い「機会犯罪」（その場の状況に応じて機会があれば遂行するという犯罪）に対する予防の検討を行い、犯罪を誘発する要因を取り除くことで安全で快適な環境づくりを目指します。

### ① 防犯施設の整備

夜間の犯罪防止と交通安全確保のため、人目につきにくい場所や裏通りなどでは街路灯の改善を図ります。

また、マンション等の建設がある場合には防犯カメラ等の設置を要請していきます。

### ② 公共空間の整備

#### i) 人の目（監視性）の確保

●街路樹や公園等の植栽の管理状況によっては、見通しを妨げることになるため、設計時の植栽計画で樹木の生長に配慮した樹種の選定や配置計画を行うとともに適正な管理に努めます。

●公園等の境界部の植栽は、隣接する建物への侵入に対する配慮を行います。

## ii) 犯罪の回避性の確保

- 住宅地内において見通しを妨げたり侵入の際の足場になるようなブロック塀を生垣にするよう働きかけます。
- 管理されていない空き地や長期間放置されている空き家に対しては、管理上の改善を要請します。
- 公園等の公衆便所の入口は、周囲からの自然な視線の確保と夜間照明の工夫を行います。
- 道路沿道の壁面や看板等に見受けられる落書きは、地域の美観を損ねるだけでなく、犯罪を誘発し地域の防犯性を低下させる要因にもなります。そこで、地域住民と市及び警察が緊密な連携を図るとともに、地域が一体となって見回りや消去活動を行うことのできる環境の整備を検討していきます。

## iii) 接近の制御

部外者の侵入を抑え逃走を困難にするため、住宅地内の通過交通量や走行速度を抑制する規制や整備の検討を行います。

